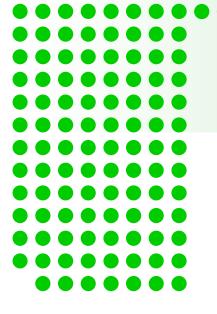


平成29年4月11日(火)

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援 するための応援職員の派遣の在り方に関する 研究会(第2回)説明資料





(1) 熊本地震での三重県の対応について

- 熊本地震における三重県の短期職員派遣については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整の下、中部ブロック知事会の幹事県として、ブロック内の各県へ応援要請を行った。
- 中部ブロックには、全国知事会を通じ、30人の派遣要請が入り、1班30名で6泊7日でシフトを組み、大分県の支援の枠組みの中で、南阿蘇村の支援を行った。また家屋被害認定2次調査への追加派遣要請があった大津町へは、各県が建築技師と事務職の1班2名体制で対応にあたった。
- 静岡県は、「熊本県と静岡県との災害時の相互応援に関する協定」に基づ き独自に応援体制を組んでいたため、静岡県を除く6県での対応となった。※福井県、滋賀県は近畿ブロック対応
- なお、このスキームでの三重県からの派遣は、県職員のみで対応し、県内市町は、全国市長会、全国町村会から県市長会、県町村会への要請に基づき、市町職員派遣を行っており、県から直接県内市町の調整はとっていない。

(2) 三重県が締結している個別の都道府県間の災害時相互応援に関する協定について

- ▶中部9県1市災害応援に関する協定
- > 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定
- > 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

等

- (3) 区域内市町村との関係について
- ①都道府県と区域内市町村の一体的な応援派遣
- 熊本地震では、三重県が市町を取りまとめるスキームを選択せず、県市長会、町村会から各市町へ派遣要請をおこない、派遣決定後、情報共有を行った。
- 区域内市町村との関係は都道府県によって様々であるため、市町との調整において協力を得られやすいように、応援派遣に関する明確なルールが必要と考える。

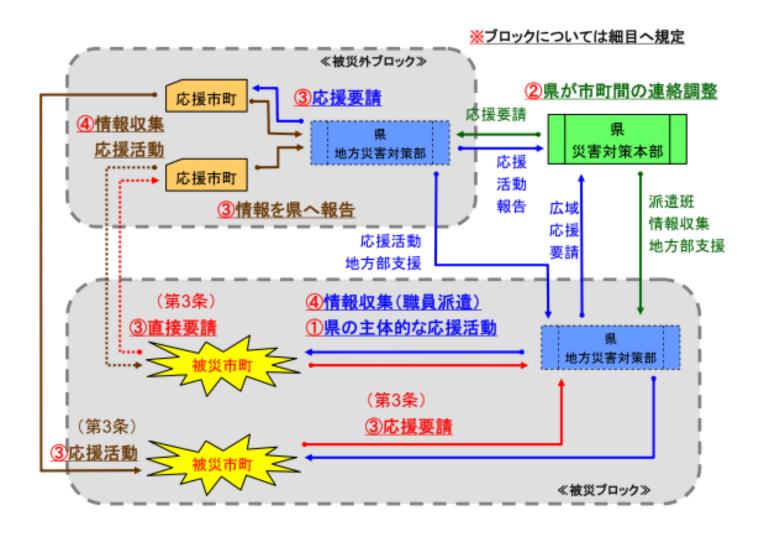
- (3)区域内市町村との関係について
- ②被災した場合の区域内市町に対する応援派遣について
- 三重県では、東日本大震災及び同年に発災した紀伊半島大水害 を踏まえ、「三重県市町村災害時応援協定」を改定した。
- 大規模災害時には、都道府県自体も被災している中での対応と なる。
- 被災都道府県は、区域内市町村の応援調整や被災市町村の情報 収集を優先するべき。



全国スキームの応援調整は、顔のみえる関係が構築されている プロック知事会内の被災県以外の県による調整が機能的と考え

(3) 三重県市町災害時応援協定について

● 三重県市町災害時応援協定(H24.8)【改正後】



- (3) 区域内市町村との関係について
- ③地方公共団体の自主的な応援派遣での法的位置づけについて
- 都道府県が区域内市町村と応援派遣に関する調整をするための ルールがない。



応援派遣については、明確なルール化が必要

ルール=法的位置づけまで必要かどうかの議論が必要

2 役場機能が著しく低下した市町村に対するマネジメント支援について

マネジメント支援要員の登録・派遣制度を創設するにあたって 留意すべき事項

- マネジメント支援要員の基準については、災害対応の実務経験 を有していることが重要。
- 受援側が、被災自治体職員とマネジメント支援要員の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要がある。
- マネジメント支援要員に限らず、応援職員の被災地までの移動 について、応援自治体に対し、手段の確保やルートの被害情報 の提供などが必要。
- マネジメント支援要員の活動を十分に想定した仕組みの構築が必要